

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第30号）

子育て施設課

1 改正の理由

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 民法の改正により、懲戒に係る規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 他の社会福祉施設を併設している幼保連携型認定こども園は、その行う保育に支障がない場合に限り、当該幼保連携型認定こども園に特有の設備及び専従職員を、併設する施設と共用することができることとする。
- (2) 幼保連携型認定こども園の教育及び保育に直接従事する職員について、1人に限り、看護師等をもって代えることができることとする。
- (3) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を準用する規定のうち、懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定を準用するものを削る。

3 施行期日

令和5年4月1日（ただし、2の(3)については、公布の日）